

社団法人 日本建築構造技術者協会 北海道支部規定

1989年9月20日(支部設立総会日)

2003年5月9日(支部通常総会日改正)

第1章 総則

(名称)

第1条 この支部は、社団法人日本建築構造技術者協会北海道支部(略称 JSCA 北海道支部)という。

(事務所)

第2条 この支部は事務所を札幌市に置く。

(所属会員)

第3条 この支部は、社団法人日本建築構造技術者協会会員のうち、次の行政区域に所属する会員をもって組織する。

北海道

(事業)

第4条 この支部は、社団法人日本建築構造技術者協会定款に定める目的及び事業に準拠し、支部で必要な事業を行う。

第2章 役員

(種別及び定数)

第5条 この支部に次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 2名以内
- (3) 支部幹事 6名以上 10名以内(支部長、副支部長を含む)
- (4) 支部監査 2名

(選任等)

第6条 支部幹事及び支部監査は、支部総会において、支部正会員の中から選出する。

- 2 支部長及び副支部長は、役員会において互選する。
- 3 支部監査は、他の役員を兼ねることができない。

(職務)

第7条 支部長は、この支部を代表し、会務を総理する。

- 2 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故ある時は、その職務を代行する。
- 3 支部幹事は、支部長を補佐し、この支部の会務を分担して事業の執行をはかる。
- 4 支部監査は、この支部の財産及び事業執行の状況を監査し、支部総会にその結果を報告する。

(任期)

第8条 役員任期は2年とし、4月1日より始まり翌々年の3月31日に終わる。但、再任は妨げない。

- 2 補欠又は増員によって就任した者の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(顧問)

第9条 この支部に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、支部総会の決議により支部長がこれを委嘱する。
- 3 顧問は、支部長の諮問に答え、各種の会議に出席して意見を述べることができる。ただし、正会員でない顧問は、議決に加わることができない。
- 4 顧問の任期は2年とし、総会に始まり総会に終わる。

第3章 支部総会

(種別)

第10条 支部総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第 11 条 支部総会は、支部所属の正会員をもって構成する。

(権能)

第 12 条 支部総会は、支部事業計画、支部事業報告、支部収支予算、支部収支決算及び支部運営に関する重要な事項を承認する。

(開催)

第 13 条 通常総会は、毎年 1 回支部長が招集する。

2 臨時総会は、役員会が必要と認めるとき、又は支部正会員の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき、支部長が招集する。

3 その他総会に関する事項は社団法人日本建築構造技術者協会の定款を準用する。

(定足数)

第 14 条 支部総会は、支部正会員数の 3 分の 1 以上の出席によって成立する。ただし、委任状を提出した支部正会員は出席したものとみなす。

(議長)

第 15 条 支部総会の議長は、出席した支部正会員の中から選出する。

(議決)

第 16 条 支部総会の議事は、出席した支部正会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(議事録)

第 17 条 総会の議事について議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長に指名された議事録署名人 2 人以上が、署名、捺印をしなければならない。

第4章 支部役員会

(構成)

第 18 条 役員会は、支部に所属する理事及び支部幹事をもって構成する。

(権能)

第 19 条 役員会は、支部総会に付議すべき事項及び支部事業その他の会務を評議決定する。

(開催等)

第 20 条 役員会は支部長が必要と認めるとき、これを招集する。

2 役員会の議長は支部長がこれに当たる。

3 役員会は、役員会構成員の過半数の出席によって成立する。

4 役員会の議決は、出席した役員構成員の過半数で決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

第 5 章 委員会及び部会

(設置)

第 21 条 この支部の事業を遂行するため、役員会の承認を得て、委員会及び部会を設け、またこれを廃止することができる。

(構成等)

第 22 条 委員会は、次の委員によって構成する。

(1) 委員長 役員会の承認を得て、支部長が任命し委員会を統括する。

(2) 副委員長 委員長が委員の中より指名し、委員長を補佐する。

(3) 委員 委員長が会員の中より指名し、支部長が委嘱する。

(4) 特別委員 委員長の要請により委員の賛同を得て、支部会員外より招いた委員で、支部長が委嘱する。

2 部会の構成は、委員会の構成に倣う。

3 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

(報告)

第 23 条 委員会及び部会は、その活動内容を適宜役員会に報告する。

第6章 会計

(経費の支弁)

第24条 この支部の経費は、社団法人日本建築構造技術者協会の支部運営費、事業収入、寄付金その他の収入で支弁する。

2 支部総会の議決により臨時会費を徴収することができる。

(会計年度)

第25条 支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 事務局

(設置等)

第26条 この支部の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関する事項は、役員会で別に定める。

第8章 規定の準用及び変更

(準用)

第27条 この規定に定めていない事項については、社団法人日本建築構造技術者協会定款を準用し、定款に特別の定めのない場合には、役員会で決定することができる。

(規定の変更)

第28条 この規定の変更は、支部総会において、出席した支部正会員数の3分の2以上の賛同を得て行われる。

付則

(1) この規定は、支部設立総会の議決により、支部設立の日から施行する。

(2) この支部の設立当初の役員は第6条第一項の規定にかかわらず、支部設立総会の定めるところとし、その任期は第8条第一項の規定にかかわらず、支部設立の日から平成3年3月31日までとする。ただし、半数の支部幹事の任期は平成2年3月31日までとする。

(3) この支部の、平成15年度総会で選出された役員及び委員長任期は、第8条第一項の規定により、平成17年3月31日までとする。

以上